

アルケイアー記録・情報・歴史・歴史
第一五号 二〇二〇年十一月 一―三二頁
南山アーカイブズ

残すこと、捨てること、残ること

——資料の保存をめぐる応用倫理学的断想

奥田 太郎

南山大学社会倫理研究所

Whose Shoulders We're Standing on: Preservation of Materials in the Information Technology Era

Institute for Social Ethics, Nanzan University

OKUDA Taro

Archeia: Documents, Information and History
No.15 November, 2020 pp.1-32
Nanzan Archives

はじめに

一 サブスクリプション

二 ビッグデータ

三 忘れられる権利

四 断捨離

五 残すこと、捨てること、残ること

残すこと、捨てること、残ること

——資料の保存をめぐる応用倫理的断想

奥田 太郎

はじめに

何かを保存するとは、いかなることか。何を保存すべきで、何を保存すべきでないのか、そして、保存するならどのようにどれくらい保存すべきか。

保存をめぐる問題は、人間の活動に関わる様々な領域において様々な仕方を取り沙汰されてきた。たとえば、環境問題であれば、自然環境を人間のために保護する「保全 (conservation)」と、自然そのもののために保護する「保存 (preservation)」というジョン・パスモアによる区別に基づき、人間の長期的利益のための森林管理として自然保護を推進する保全派と、原生自然を人間の活動から保護するよう求める保存派との間で、ダム建設をめぐる激しい対立があったかつての北米の事情^[1]などが想起される。また、自然物に限らず、人工物についても、歴史的建造物を保存するのか取り壊すのか、といった仕方^[2]で保存の是非が問われる場面は少なくない。私たち自身の身体につ

いても、負傷や病に蝕まれた身体部位を保存するのか切り捨てるのか、といった形で保存の問題を突きつけられることがあるし、そもそもそうして人々が必死に日々生きていくことが、ホモ・サピエンスという種の保存に繋がっていると言われたりもする。

あるものが現在ある仕方と同一の仕方でも継続的にあり続けることを可能にさせる、というのが保存という営みの一般的な内実だとすれば、これが担っているのは、保存の対象となるものの同一性と継続性の確保である。こうした営みが人間にとって重要な意味をもつのは、人間を取り巻く多くのものが、時間の経過のなかで変容し消滅していくからである。現在自分が抱いている気持ちや信念、さらには記憶でさえも、時とともにその形を変え、同じままであることができない。保存とは、そうした諸々のものの不可避的な儂さに抗おうとする試みであるとも言えよう。

しかしながら、保存それ自体もまた、元来そうした時間の経過の中で行われるため、保存対象が一定程度の劣化を伴うことは避け難い。保存対象の劣化には、保存されている当のものが経年により劣化する場合と、保存されるプロセスにおいて技術的な制約により劣化する場合があるが、ここでは後者に注目してみよう。

保存において重要な役割を担ってきたのは、複製という手法である。保存を第一目的としてそのために複製することもあれば、別の実用的な目的（持ち帰って自分の手元に置いて読む等）のために複製されたものだけが時間を隔てて偶然残り、結果的に原本の保存に寄与することもある。いずれにせよ、保存と複製はきわめて密接に関連している。ただし、口伝にせよ書き写しにせよ、人間の手によって原本そのものをそのまま複製することには限界があり、技術的な事情や時間の経過といった要因ゆえに伝言ゲーム的な変容を被らざるを得ないことも多々ある。もちろん、複製のプロセスで意図的な改竄が入り込むことも珍しくはない。諸事の儂さへの抗いであるはずの保存も

また、時の流れのなかではその脆さから逃れることはできない。

しかし、二〇世紀終盤からのコンピュータとネットワークを中心とする情報テクノロジーの進展は、そうした状況を変えることとなった³⁾。現在の情報テクノロジーにおいて複製とは、コンピュータ内の情報処理によってまったく同じパターンのデジタル信号をもう一つ生み出すことであり、この場合、複製プロセスにおける劣化は原理的には存在しない。磁気ディスクやフラッシュメモリといった記録媒体は時間の影響を受けるため物理的に劣化するが、保存対象となる一定パターンのデジタル信号そのものは、原理上、時間からは独立して存立可能であり、劣化からは無縁である。これは、保存対象が保存媒体から物理的に独立したことを意味する。こうしたテクノロジーが利用可能となった現在、依然として私たちが諸事の儂さへの抵抗を続けるのであれば、改めて、何かを保存するとはいかなることかについて考察してみる必要があるだろう。

本稿では、上記の状況認識と問題設定に基づき、何かを保存すること、とりわけ、それらを「資料」として保存することについて応用倫理的に考察する⁴⁾。考察に際しては、資料の保存のあり方に少なからぬ影響を及ぼしうろと思われる四つの現代的事象（サブスクリプション、ビッグデータ、忘れられる権利、断捨離）に注目し、それぞれの事象に含まれる論争点を明らかにする。それらを踏まえた上で、資料の保存が人間の生にいかなる含意をもちうるかについて論ずる。

一 サブスクリプション

二一世紀においてコンピュータとネットワークの情報テクノロジーが進展し一般市民に普及してきたことを象徴するのは、スマートフォンなど情報端末の高度化と、それに即したライフスタイルの醸成、そこに向けた各種ビジネスの隆盛、といった昨今の事象であろう。そうした流れのなかで、私たちの文化的なものの受容スタイルが変容してきている。たとえば、音楽作品や映像作品は現在、サブスクリプション方式というビジネスモデルに基づき、定額無制限に配信されるコンテンツ提供サービスによって市場に流通することが主流になり始めている。

ビジネスモデルとしてのサブスクリプション方式は、原理的には特に目新しいものではなく、新聞の定期購読や化粧品の定期購入などとして用いられてきた⁵⁾。ただし、伝統的なサブスクリプション方式が「定期的な購読、購入」が契約されたフロー型ビジネスモデル⁶⁾（谷守二〇一八、八九頁）であるのに対して、最近のサブスクリプション方式は、「契約にもとづく一定の期間内において、機能、品質、および価格が保証されたサービスを顧客が経常的に利用できるストック型ビジネスモデル」（谷守二〇一八、八五頁）である。要するに、新旧のサブスクリプション方式を比較すると、最近の方式では、時間的に「経常的」で、数量的に「ほぼ無制限または段階的制限をもって利用可能」になっている（谷守二〇一八、八九頁）。要するに、消費者側から見れば、毎月一定額を支払うことで、いつでも膨大な種類の音楽作品や映像作品を好きなだけ視聴できるということである。

こうしたサブスクリプション方式の特徴は、顧客を「今までのモノを買い対価を支払う消費者ではなく、モノを利用しその対価を支払う利用者としての立場に変化」させる点にある（小崎二〇二〇、一七頁）とも言われる。音楽作品や映像作品について言うなら、これまでCDやDVDあるいはBDといった円盤型（ドーナツ型？）の記録

媒体をモノとして購入することで鑑賞されてきたものが、その都度、サービスを利用するという形でその場限りで鑑賞されるようになっていっている、ということである。言うまでもなく、音楽作品も映像作品も、それが生み出された時代の世相や文化の痕跡を残す貴重な「資料」として保存の対象になりうるのだから、その保存のあり方も、サブスクリプション方式の浸透による影響から自由ではありえない。

ひとまず現状では、制作者が一般に権利を有する作品の原盤については、制作者が管理し、何らかの物質的な記録媒体に固着させる形で保存されているはずである。他方で、サブスクリプション方式のもとでの配信提供を受ける場合、音楽作品や映像作品の受け手である一般ユーザーの手元には、データが一時的に通り返して行つた後は何も残らない。

さて、DVDなどの記録媒体に物理的に固着させられたモノを商品として一般ユーザーが購入し作品を享受する時には、一度リリースされた作品群は、多様な文脈のもとで数多くの一般ユーザーの手元に残されることとなる。仮に、制作者が倒産し資産が散逸するなどの諸事情で作品の原盤が遺失した後であったとしても、一般ユーザーが所持していた商品から一定程度の作品の復元は可能である。こうした形で作品が「資料」として保存されうることを、ここでは「散種的保存可能性」と称することにしよう。

しかし、現在のようなサブスクリプション方式のもとでの配信が全面化した後には、散種的保存可能性は消失する。現時点では、複数の異なる頒布経路が存在しており、モノとしての作品を手にする人々が多様な仕方で行っているが、やがてデータ配信による作品提供のみに頒布経路が絞られれば、作品の管理は権利保持者が一元的に行うことになり、散種の如く市井に「資料」の保存可能性がばら撒かれることはなくなるだろう。ヴァルター・ベンヤミンが「複製技術時代の芸術作品」(ベンヤミン一九九九)において芸術作品の機械的複製による一回性のアウ

ラの消失を喝破してから八〇年以上を経た今、非アウラの芸術は、ベンヤミンが危惧したのとは別の仕方であらう。「アウラの捏造」を招来しようとしているかのようである。

「資料」の保存という観点からサブスクリプション方式のコンテンツ配信を捉えたとき、長期的な問題が消費者側とサービス提供者側の双方に生じるように思われる。それはまさに、サブスクリプション方式というビジネスモデルがもたらす意識の変容に関わる。消費者側について言えば、この方式での作品鑑賞への支払いは、特定の作品に対してではなく、サービス全体に対して行われる。作品への支払いのこうした井勘定化は、一つ一つの作品に対する利用者のモノ的な所有意識を確実に減退させていくことになるだろう。何かを長期的に保存するという発想は、モノ的な所有意識と密接に関わっているため、サブスクリプション方式での支払いの井勘定化は、作品を保存するという発想を希薄化させていくと考えられる。制作者が原盤を保管しているとわかっているのに個々のユーザーが自分の手で「永久保存」しようとしてしまうことで確保されてきた散種的保存可能性は、決定的に失われるのである⁽⁶⁾。

他方、サービス提供者側についても、この新たなビジネスモデルは、自分たちが個々の作品を届ける仕事をしているという意識を低減させるだろう。サブスクリプション方式は、「常に顧客とのリレーションを保ち、利用データや行動データを基に、より利便性の高いサービスや付加価値の高いサービスを提供し続けている点」(小蒔二〇二〇、一九頁)で新しいとされるように、焦点はあくまでもサービスであって顧客の満足に限定されており、そこでは、扱っている作品がいかなるものかに関心を寄せる必要はない。どの作品を残しどの作品を外すかは、人間の目利きではなく計算結果で決まるからだ。実際、映像作品の配信事業者として世界的に成功を収めているNetflix社は、「膨大な視聴者データをAIを活用して分析し、視聴者の嗜好をつかみ、常に新しいサービスを生み出

し続けている点」(小寄二〇二〇、二二頁)が注目されているのである。その一方で、このビジネスモデルでは、「ストック売上(会員数×月額利用平均単価)が販売管理費を超えるまで(事業収支が黒字化するまで)の期間が長いため、その間の損失やサービス拡充のための投資が累積され大きな事業投資が発生する点が最大の問題点」(小寄二〇二〇、二二頁)とも言われており、いつまでそのサービスが続くのかは存外に不確かである。こうしたビジネスモデルでは、ともかく顧客の満足するサービスを提供し続けることこそが重要であり、それゆえ、個々の作品に価値があるからそれを然るべき人たちのもとに届けるといった文化的なインセンティブを保つことは意味をなさないだろう。⁽⁷⁾それゆえ、複数ある関連事業者が市場で淘汰され、どこか一つの強大な企業が独占的に音楽作品や映像作品の配信を担うようになったとき、それらを「資料」として保存するためにどのような仕組みが必要かについて、市場の論理の外側から検討されなければならないのである。

こうした事情は、電子ジャーナルや電子書籍についても同様である。図書館における電子ジャーナルや電子書籍の扱いについては、サブスクリプション方式が導入されており、運用上は総合的に考えてこの方式が明らかに最も効率的である。⁽⁸⁾しかしながら、この方式の常として、図書館が購入しているのは、あくまで図書コンテンツを構成するデータへのアクセス権であってデータそのものではない、ということに留意しておく必要がある。この方式のもとでは、アクセス権を付与する主体であるデータ配信事業者のさじ加減次第で、特定の図書コンテンツへのアクセスが途絶し、手元に「保存」していたつもりのジャーナルや図書が当該図書館で利用できなくなる、ということもありうる。

データ配信事業者が公的な経営体ではなく営利目的の企業であれば、倒産などにより事業母体自体が消滅したとき、それが有していた電子コンテンツの継承もまた市場のなかで行われることになり、そうした継承が適正に実行

されるかは、引き受け手となる企業の見識に委ねられる。穿ち過ぎかもしれないが、引き受け手の企業の主力事業に関わる論文のうち、売上を阻害しうる内容のものを含むジャーナルを丸ごと削除したとしても、それは自社の商品パッケージの提供上の工夫以上のものではないことになろう。もちろん、実際には、そうした行いに対する世界的な非難を引き起こし企業イメージがダウンすることが予想されるため、どの企業もそのような蛮行に手を染めることはないと思われるが、歴史上企業がしてきた負の実績を思い起こせば、そうならないという原理的保証はない。それゆえ、資料の保存という観点からすれば、電子書籍や電子ジャーナルのアーカイブサイトとして公的な受け皿が必要（村上&北二〇一五、一〇〇頁）であり、「電子出版物の長期的な保存とアクセスを保障する責任を持つ組織」としてのデジタル・アーカイブの充実が求められる（大島二〇〇〇、三八四頁⁹）。この点は、先に述べたサブスクリプション方式下での音楽作品や映像作品の配信事業についても問題は共通している。

電子出版物にせよ、音楽・映像作品にせよ、「保存の対象となるのは、媒体それ自体ではなく、媒体に含まれているコンテンツへの「アクセス」そのもの」（大島二〇〇〇、三八三頁）である。したがって、サブスクリプション方式下での資料の保存という問題を考えるのなら、そうしたアクセスを脅かすものに着目する必要がある。

比較的最近の象徴的な事例として、覚醒剤の使用で検挙された芸能人に関わる作品の扱いを挙げることできょう。たとえば、二〇一九年三月一二日に麻薬及び向精神薬取締法違反の容疑でピエール瀧が逮捕された後、彼が属する音楽ユニットの電気グルーヴの作品群に対して、店舗での作品回収とともに、オンライン配信サービスでのアクセス停止が行われ、作品へのアクセスが一斉に制限されることになった。これらが法的な裏付けのある対応ではなく、業界による自主規制によるものであることは当然それとして重要な争点なのだが、ここで指摘したいのは、資料の保存という観点からの問題である。

作品の提供がCDやDVDなどの記録媒体を通じて行われている場合は、一度購入した一般ユーザーの手元から瞬時に電気グルーヴの作品が消えてしまうことはなく、愛好家による作品の享受は、業界の自主規制とは独立に継続可能である。先にこれを散種的保存可能性と呼んだ。これに対して、サブスクリプション方式下の配信による作品提供では、それはまったく不可能となる。このこと自体、一種の検閲構造をもっており大きな問題と言えるが、さらに問題となるのは、そうした状態が「作り手が薬物依存症者である」という事実を根拠にもたらされている、という点である。それは準検閲状態をもたらすほどの妥当な根拠たりうるのだろうか。

これまで蓄積されてきた薬物依存研究の知見では、薬物依存に対するメディア報道のあり方は改善の余地が大いにあるという指摘も多く、薬物報道ガイドラインも作成されている。しかしながら依然として、「覚醒剤やめますか、それとも人間やめますか」という悪名高き一九八〇年代のコピーをなぞるような反応がお茶の間のテレビから消えることはない。こうした問題含みの事情で特定の作品が享受不可能になる事態は、サブスクリプション方式下の配信提供においてより徹底されたものとなっているのである。⁽¹⁰⁾

一般に、電子的コンテンツの保存は、媒体の保存、技術の保存、知的内容の保存をそれぞれ独立に保障する必要がある、その十全な保存のためには、電子的コンテンツのライフサイクル（生産、評価・選択、収集・受入・保管、目録・識別、保存、アクセス）の各段階に携わる関係者の利害や役割の調整が不可欠である（大島二〇〇〇、三八四頁）。現在流通している電子的コンテンツを資料として保存する上では、保存経路の多元性が確保されなければならぬが、残念ながら、コンテンツ提供事業者のインセンティブにそうした思想が伴われるかどうかは偶発的なことである。このように、電子データそれ自体が劣化を伴わずに保存可能なものであるからといって、必ずその保存が適切な仕方で継続されることにはならない。そしてこうした問題は、特定の事情のもとにある一部の者に

のみ関わるようなローカルなものではない。サブスクリプション方式下での「資料」の保存をどのような形で実現させていくかは、様々なコンテンツを享受する誰もが関心をもつべきグローバルな課題なのである。⁽¹⁾

二 ビッグデータ

コンピュータとネットワーク技術の発展と普及により、世界中の人々のあらゆる日常的な活動内容が何らかの形でデータとして保存されうることになった。保存されたデータはネットワークを介して収集され、そうして得られた膨大な量のデータを解析することで、特定の事柄についての一般的な傾向を統計的に導き出すことができる。そのデータは「ビッグデータ」と呼ばれ、その解析に用いられる、安価で高速かつ強力な並列処理能力をもつ演算装置を介した深層学習の担い手は「人工知能(AI)」と呼ばれており、近年ではそれぞれ相当程度に人口に膾炙した言葉である。

さて、ここで考えてみたいのは、AIによる解析の対象となるビッグデータは、果たしていかなる意味で「資料」と呼びうるのか、ということである。⁽²⁾ ウェブ上に蓄積され続けるビッグデータは、「資料」としてウェブ上で「保存」されていると言えるのだろうか。資料という語の最も一般的な意味は、研究など何らかのことをする際に基となる材料、というものであるろう。この一般的な意味に即せば、AIの解析対象となるビッグデータはむしろん資料と呼ばれてよい。解析主体であるAIにとってビッグデータは広義の資料である。しかし、人間にとってはどうか。従来型の統計的標本無作為抽出法による社会調査データに代わって、産業振興や学術的利用のために解析対象となるのが、SNS上で行き交う膨大な情報、すなわち、「ソーシャル・ビッグデータ」である(吉野ほか二〇一九、

三頁)。きわめて強力な処理能力をもつ AI にとつてのこうしたビッグデータは、まさに膨大な量を有するがゆえに、これまでになかった種類の「資料」としての資格をもちうると言えるかもしれない。他方で、有限な処理能力しか備えていない人間にとつては、膨大な量を有するという同じ事情ゆえに、ビッグデータは「資料」として認識されえないだろう。たとえば、タクシーの営業時間中の運行関連データは、その一つ一つについては、あるタクシー運転手がいつどこで客を拾ったかを示す情報として、人間にとつても資料として認識されうるが、厳密にはそれはビッグデータと呼ばれているものではない。そうしたデータが何千何万と束ねられたものが一体何であるのかは、人間には直接的に理解することはできないのである⁽¹⁾。

もちろん、それが何であるかが認識されなくても、それに基づいて何かをする基のもの全般を資料と呼びうるのであれば、ビッグデータは人間にとつても資料であると言つてよいことになる。しかし、そうなると、何であるか理解できないものもすべて資料であるわけだから、当然ながら、何を資料として保存すべきかの判断など、到底できないだろう。したがつて、技術的に可能な限り、すべてのデータを等価なものとして永遠に保存し続ける他はなくなる。

ビッグデータは、誰かが何かの意図をもつて生み出したデータではなく、無数の人間が様々な活動をした結果、その痕跡として自然に発生し続ける情報の塊である。例えるなら、ある意図をもつて伸ばしてきた毛髪がある機会にばつさりと切り落とし、断髪したその毛髪を大切に保管しておく、というのではなく、生まれてから死ぬまでの間、抜け続ける毛髪を一本残さず確保していくようなものである。ビッグデータが、人間の意図とは独立に自然に生み出される情報群であるのなら、果たしてこれは、自然科学の研究において解析の対象となる自然の事象に関する様々なデータと同じだと言つてよいだろうか。答えは否であろう。

研究で用いられるデータは、実験や観察など、研究者の意図や科学業界の慣習的な作法のフィルターを一度通して得られるものであって、薄くとも一定の意味のまとまりをもっているはずである。⁽¹⁴⁾ 現時点では、分析の方向性を指し示す特定の学習用データを人間が指定しなければAIによるビッグデータの解析は成り立たないのだから、ビッグデータ全体のうち、特定の目的をもって指定されたデータの集合こそが、研究データと呼ばれるに値するということになる。すると、AIにとつてさえ、「研究データ」と呼ぶるのは、そうした特定のデータの集合に限られると言えるだろう。⁽¹⁵⁾ クリステン・ボーグマンに依拠するなら、「データとは何か？」という問いは多くの場合「いつデータが？」という問いになる。なぜなら、何らかの現象がデータとして扱い得るとの認識それ自体が学術活動だからである。」(ボーグマン二〇一七、五頁)

したがって、ウェブ上で膨大に生み出されるビッグデータそのものの蓄積は、資料の保存とは言えず、むしろ、資料がそこから生まれてくる情報環境だと捉えた方がよいだろう。ただし、ウェブ上では、何がビッグデータの蓄積で、何が資料の保存なのかは極めて曖昧になる。たとえば、社会倫理研究所の活動を記録した資料をオンラインで公開している場合、それらは研究所活動を知る上での重要な資料であり、ウェブ上で資料として保存されていると言ってもよい。しかし、それらがウェブ上にアップロードされたその瞬間から、それらを構成するデジタルデータ群は、同時にビッグデータとして生成しており、そこから、まったく別の目的でAIの解析対象となる研究データの集合の一部として取り出されるのを待機している状態にあるわけである。

さてこのとき、すでに一定の目的に牽引されて取り出された特定の研究データの集合は資料とみなしてよいとして、ビッグデータという環境のなかに潜在的に存在する特定の研究データの集合が「資料」と呼ぶうるか、という問いはまだ開かれている。ここで、データと資料の関係について、少し角度を変えて、パソコンの中のデータのこ

とを考えてみよう。昨今、多くの文献が電子化され、実際に図書館に足を運んで実物を手に取らずとも、その内容をパソコンのような情報端末で扱うことができる。その際、われわれが直接見ているのは通常、ディスプレイに判読可能な仕方でも映し出された像のみである。実際には、その像は、人間にとって判読可能な形へと信号変換を施されたデジタルデータの集積体に他ならない。

では、私たちにとって資料とは目の前の像なのか、それともその背後のデジタルデータの集積体なのか。たとえば、私が昨晩論文を書くために電子ジャーナル上の文献を資料として収集しパソコンに保存したが、今日パソコンに電源を入れてみると、何らかの要因でそれらにアクセスすることができなくなっていたとしよう。このとき、パソコンに保存されている判読不可能なデジタルデータ群は、資料と呼べるだろうか。換言すればこうなる。探究主体による判読可能性は、資料の適格性の条件なのか。

探究主体が何かを判読できるか否かは、探究主体の有する判読技能の高低、および、探究主体が利用可能な判読技術の有無によって決まる。探究主体の判読技能がどの程度のものかは人によって異なるため、判読可能性を資料の適格性の条件にしてしまうと、同一のものが人によって資料となったりそうでなかったりすることになる。しかし、それでは、何を資料として保存するかが定まらず、資料の保存価値が保存の可否を決定する者の判読技能によって左右されてしまうという問題が生ずるだろう。他方で、利用可能な判読技術の有無は、探究主体による入手可能性に懸かっている。資金的な理由で入手できないこともあるだろう。やはりこの場合も、探究主体を取り巻く状況次第で、同一のものが資料となったりそうでなかったりすることになり、何を資料として保存するかが探究主体の偶然的な状況によって左右されるという同様の問題が生ずる。

しかし、果たしてそれは問題なのだろうか。資料とは本来、そのような偶発的な要因に左右されずには存在し得ないものであるかもしれない。実際のところ、現在保存されている資料にしても、そのすべてが、探究主体の判読技能の高低や探究主体に利用可能な判読技術の有無という偶発的な状況の影響を免れないものばかりであり、現在の技術であれば資料とされえたものがかつては少なからず遺棄されてきたことだろう。おそらくは、現在資料とみなされているものが今後資料として保存され続けるかについても、同様の影響を受けることになる。それゆえ、判読可能性は資料の適格性の十分条件に過ぎない、と考えておくのがよさそうである。だとすれば、話は果たしてビッグデータについて最初に述べたことに横着する。すなわち、何が資料なのか人間による判読可能性によって確定されえない以上、すべてのものを資料とみなして永遠に保存し続けること（名付けるなら「完全保存主義」こそが最も賢明な選択肢である、ということである。そして、幸か不幸か、現在の情報テクノロジーはそれを十分実現できる段階にある。

三 忘れられる権利

コンピュータとネットワークの技術的進展に伴い、ネット上で生成された情報は消去されることなく永久に保存され続ける、という状況は、インターネットが一般家庭に広く普及し始めた頃からすでに情報倫理上の問題として指摘されていた。⁽¹⁶⁾ 青少年のスマートフォンユーザーに向けて、リベンジポルノ等への警戒を含む情報倫理教育が推進されているのも、そうしたネット上の情報の消去不可能性が背景にある。通信システム自体が複製を繰り返すことで成立している以上、一般ユーザーのほとんどがおそらく「他の人には見られていない」と素朴に思っ

利用している電子メールでの私信のやりとりもまた、設計次第では、見かけ上消去されているようにしておき実際にはすべてのやりとりを保存しておくことも可能である。現に、ビッグデータとして利用されているもののなかには、少なからずそうしたデータが含まれている。何が資料なのかがわからない以上、すべてのものを資料とみなして保存し続ける、という上記の完全保存主義からすれば、こうしたネット上の情報の性質は歓迎すべきだと言えるかもしれない。

そうしたなか、人間には基本的な権利として、ウェブ上から情報を消去してもらおう権利、つまり、「忘れられる権利 (right to be forgotten)」がある、という議論が二〇一〇年代に差し掛かる頃から最近に至るまで続いている。この間の情報テクノロジーの展開の軌跡を簡単におさらいしておく、個々のユーザーが自分の手元の端末にソフトウェアをダウンロードし、その端末上のデータを操作することによってコンピュータを使用していた状態から、ネットワークに常時接続し、ネットワーク上のサーバーにアクセスして、そこにあるソフトウェアを使用し、そのサーバー上でデータを操作する「クラウドコンピューティング」への移行が生じたのが二〇〇〇年代後半⁽¹⁸⁾であり、その後クラウド化は加速度的に世界中に浸透し、二〇一〇年頃には「ビッグデータ」という言葉がビジネス界でもはやされるようになった。そうした時流のなか、二〇〇九年フランス上院に提出された「デジタル社会における私的生活の保障を目的とする法案」をめぐって「忘れられる権利 (droit à l'oubli)」が最初に立法レベルでの議論の的となり(羽賀二〇一八、二二八頁)、二〇二二年一月のEU一般データ保護規則案(施行は二〇一八年五月二五日)の公開を機にこの権利は人口に膾炙した(羽賀二〇一五、六四頁⁽¹⁹⁾)。実際に訴訟も行われており、その矛先が向けられたのは、強力な検索エンジンを開発してネット社会の基盤を構築した、世界屈指の大手インターネット関連サービス企業 Google 社である。訴訟内容は概ね、過去に起こした自分の行状について、すでに過去のものになって

いるにもかかわらず、検索エンジンで自分の氏名を入力すると未だにその情報に紐付けられてしまい、就職などの人生の次のステージに進むことが阻害されている、というものであり、Google社に対して自身に関する検索結果の削除を求めるものである。

さて、ここで注目すべきは、「忘れられる権利」の要請の向いた先が、個々のウェブページの運営責任者ではなく、Google社であったという点である。Google社は、今でこそ幅広くクラウドコンピューティングサービスも提供しているが、もともとは、検索エンジンを提供する事業者であった。Google社がここまで大きく成長できたのは、提供している検索エンジンがきわめて優れていたからである。検索エンジンが優れているとは、検索をする者が探している情報になるべく効率よくたどり着ける検索結果を出力できる、ということである。そして、たとえばどれほど膨大な情報がウェブ上に保存されていたとしても、優れた検索エンジンがなければ、適切な情報にアクセスすることは難しく、事実上、その情報の多くは存在しないも同然である。実際、「忘れられる権利」が主張しているのは、一義的には「探されないこと（検索情報を削除してもらおうこと）」であって、元の情報そのものを消去してもらおうことではない。²⁰ 正確に言えば、「忘れられる権利」は、直接的には情報そのものを消去してもらおう権利を含まない。情報を消去しなくても「忘れられる」ことは可能だからである。

「探されない」ということには、資料保存の観点から見たとき、やや含みがある。「忘れられる権利」によって求められる「探されない」という事態は、厳密に言えば、「むやみやたらに（＝ irrelevant な仕方で）探されない」という事態を指すのであって、「探されない」ことを求める者は、その内実が問題になるとはいえ、適切な仕方でのアクセスまでも拒否するわけではないだろう。また、一連の「忘れられる権利」に関わる争点がウェブ上の検索結果の削除に絞られていることを考慮すると、ここでは、情報の存在を認めた上で、それが「むやみに拡散されない」

ことが求められていると言つてよい。この「むやみに拡散されない」ことも、「探されない」ことの前提となる状況として「忘れられる権利」に含まれているように思われる。そうだとすれば、「忘れられる権利」が主張されウェブ上の検索結果の削除が求められたとしてもなお、関連する情報を資料として何らかの仕方でも保存しておくことは認められることになる。したがって、「忘れられる権利」が尊重されるという現在の潮流は、適切な仕方でも資料を保存する体制を整備すべきである、という帰結をもたらすものだと考えられる²³。その際、資料の保存は電子的な形に拘る必要はなく、むしろ、アクセス経路の多元性と複数性を確保することが重要となるだろう。

現在の情報テクノロジーが維持される限り、ウェブ上に情報が残存し続けるのは確かであり、まさに現代は、膨大にあるデータのうちの何を消すかを選択しなければならない時代である。自然な忘却は困難になり、「主体的な忘却」（伊藤二〇一一、一九四頁）が求められているのかもしれない。しかしそもそも、「主体的な忘却」など可能なのか。実際、私たちにとつて、何かを忘却したことを忘却することは、それほど容易ではない。私たちの記憶力は、忘れようと思つても忘れられず、覚えておこうと思つても自然に忘れてしまう、という構造を有しているように思われる。忘却は常に自然にしか成立しない。

他方で、誰かを忘れてしまうということは、人間にとつてきわめて大きな意味をもつ。人間は、人間のコミュニティのなかで暮らし、多様な他者との直接・間接的な接触を通じて、人間という存在としてのアイデンティティを手にする。それゆえ、関わりのある誰かがそこに存在したことを忘れてしまうことは、自分自身の一部分を失うことでもある。他方、人間にとつて忘却は常に自然に生じる。人々が資料を保存し、ある人間がそこに確かに存在したことを記録し続けてきたのは、そうした人間のアイデンティティを揺るがす忘却への抗いであったのかもしれない。現代の情報テクノロジーによつてもたらされた「忘れられる権利」の問題は、このように、忘却と資料保存の

倫理的な関係を示唆しているとも言えるだろう。²³⁾

四 断捨離

ここまで専ら電子的に保存される情報について扱ってきたが、依然、資料として保存されるものの多くは、紙や固形の記憶媒体に刻まれた物理的なモノであろう。現在の消費文化の中では、モノは溜まっていく一方であり、それをどのように片付けるのか、ということが多くの人々の日常的な課題となっている。この課題に対して、自己啓発的な契機を介在させることで積極的な解決を促すキーワードとなっているのが、「断捨離」である。この語を人口に膾炙させたのは、二〇〇九年一二月に刊行された、やましたひでこの著作（やました二〇〇九）だと考えられる。²⁴⁾ やましたの定義によれば、断捨離は次のように説明される。

時間は「今」の連続ですから、その生きた存在のモノは常に更新されていきます。つまり、常に入れ替え〓新陳代謝です。そしてさらに、その片づけ作業を真剣に行っていると、自然とモノを取り入れるのも吟味するようになります。なぜなら、いかに余計なモノに囲まれて生活しているかがよくわかり、本当に気に入った、必要なモノしか欲しくなくなるからです。これが「断」の状態。断捨離とは、この、「断」と「捨」を行うことと至る、モノの執着から離れ、軽やかに自在な状態（〓離）と定義できます。（やました二〇〇九、二二―二二頁）

碓は、消費行動研究の観点から「断捨離」を分析し、「対象を他者や集団と「シェア」するしくみの発達が「断捨離」を容易にし、一方で後者的な志向の普及が前者をさらに発達させるといふ関係性」（碓二〇一九、四七頁）に注目している。この点はまさに、本稿一と二で扱ったサブスクリプションやビッグデータにまつわる昨今の情報テクノロジーの展開に対して、断捨離がきわめて親和的で、相互補完的な役割を果たしている、ということを言い当ている。実際、それらが本格的に世間に浸透していったのは、同じ二〇一〇年代であった。碓によれば、情報テクノロジーの進展により、それまでは限定されていた「社会での有償での譲渡のしくみ」が発達し、「消費者の廃棄・譲渡行動への関与」を促した、という側面があり、それによって、「自らを取り囲むモノとの関係を問い直す」重要性が消費者によって明確に認識され、その認識の共有が広がったのが、断捨離という現象である（碓二〇一九、六五頁）。

また、断捨離では、その目的と発想そのものが、単なる整理や収納術とは異なっていた。モノをいかにうまく保管するかに主眼が置かれる整理・収納術に対して、断捨離は、モノの常時代謝を前提に「自己にとって「不要・不適・不快」なモノをためこまず外に排出する」ことに重点を置く（碓二〇一九、五七頁）。つまり、断捨離における主役はモノではなく「自己」であり、断捨離は、消費者の新たなライフスタイルの提案になっている（碓二〇一九、五四頁）。

断捨離ブームが到来して以降、捨てることは、止むを得ず行われる行為ではなく、進んで行われるポジティブな行為となった。囚われの少ない身軽な人生はなかなか魅力的だ。他方で、世に断捨離の機運が高まるにつれ、貴重な資料を積極的に遺棄してしまう可能性も高まっている⁽⁵⁾。元来、物を貯めない性質の人間もいれば、物を貯め込んでしまう性質の人間もいるわけだが、これまでは、そのバランスの中で、特に意図されずに貴重な資料が残って

きたとも言えるだろう。しかし、断捨離はこのバランスを決定的に崩すことになった。断捨離ブームがもたらしたのは、物を貯めこむことを悪徳化し、物を貯めこんでしまう性質の人間が「より魅力的な自分になるために」物を捨てることを積極的に行うようになるという事態である。

資料の保存という観点から断捨離を捉えようと、最も大きな争点となるのは、「今の」自分という限定された視点²⁶で、一定の時間幅をもって考慮されるべきことが決定されてしまうことの危うさであろう。国政に関わる資料群を、現在の政権の都合にのみ照らしてすべて廃棄してしまうとすれば、その時代の政治のありようを歴史に問うという作業が不可能になる。政府・行政組織が時に、会議の議事録を作成しなかったり、様々な文書をきちんと保存管理しなかったりするものは、過去のあれこれをすべて「今の」自分のなかに飲み込み「軽やかで自在な状態」を指向する断捨離の思想²⁷に連なる発想が背後にあるのかもしれない。

これは、資料の保存を支える思想とは相反するものである。本来、資料の価値は、その資料の保存を決定する者が属する価値観の体系には収まりきらず、それがいかなる価値を持ちうるかは常に開かれた状態にある。資料なるものが、わざわざ保存され、異なる時代に生きる者によって参照されるのは、そうした開かれた価値を有するからに他ならない。資料の保存という試みを支えるのは、現在の視点では捉えきれない豊穡な価値の可能性が無限に広がっている、という思想である。そしてそれは、人間の尊大な態度を戒めると同時に、人間の関わったいかなる事柄も再解釈の場へと開かれていることを介して人間の尊厳を保持する、という倫理へとつながっている。

ところで、断捨離の主眼が、自分自身がモノへの執着から離れる点にあるならば、自分の手元にあったものを廃棄物処理のトラックに載せずとも、自分から遠ざけられさえすれば、十分に目的は達成されうるはずである。すると、断捨離としての資料移管という選択肢が見えてくる。それが可能であれば、相反すると思われる断捨離と資料

の保存は両立させることができることになる。ただし、資料移管のプロセスが断捨離と結びつくには、移管先の資料保管スペースの確保と資料管理スタッフの完備、そこへのアクセス経路の確保等についてあらかじめ準備しておく必要があるだろう。他方で、断捨離を行う個々人が、ゴミ袋に入れて自分の外側に排出すればよかったことになる、という発想ではなく、自分の外側にある豊富な価値のネットワークへと自分の手元にあるモノを循環させていく、という発想をもつことも必要である。経緯はどうあれ現に手にしたものに対する責任をどのように負っていくか、という倫理的視点のありようがここでは問われている。

五 残すこと、捨てること、残ること

以上、サブスクリプション、ビッグデータ、忘れられる権利、断捨離といった二〇一〇年以降、一種のトレンドを形成しているいくつかの営みについて、資料の保存という観点から論じた。これら四つの事例は、一括りに述べてしまえば、(サブスクリプション、ビッグデータ、忘れられる権利から窺われる事象として) 電子化されたネットワーク上でデータが増大し続け残っていく一方で、(断捨離から窺われる事象として) 物質的な潜在的資料は減少し続け残らなくなっていく、といった事態の出来を指し示している。他方で、技術的な制約上、電子化されたネットワーク上のデータがいつまで残るのは、実際のところ、実に心許ない。資料の完全保存主義の貫徹が絵空事ではなくなってきた一方で、現在の私たちは、「残す」ということについて、かつてないシビアな課題を突きつけられていると言えよう。

「残す」という観点には、過去と未来への拡張性が含まれている。他方で、「捨てる」ことは現在に重心を置く。

断捨離ブームには、過去と未来のリアリティを現在のリアリティにすべて還元することで世代間倫理から距離を置く傾向があり、また、忘れられる権利にも、自分に関する情報を消去することで自己イメージを現時点の自分が完全にコントロールできることが望ましいという現在中心主義の前提がある。

しかし、個々の人間の生は、個々の人間のコントロールを超えて時間・空間的に拡散した他者たちの手による再構成によってその形を与えられる側面を少なからず有する。このことは、日常の様々な場面での経験や、我々が間接的かつ部分的にしか繋がりのない他者の人物像に接する場面での経験などを念頭に置く限り、にわかには否定し難い確かな事実である。そして、人間社会のなかで生じる営みの多くは、個々の人間に関わって生じている。ただし、そこで何が起きたのか、そこに関わった人物はどのような人間であったのか、といったことは、その場に直接居合わせた者だけが無条件に最も正しい回答を持ち合わせているわけではない。すでに生じた事柄については、いかなる立場にある者も特権的に真理を語りうることはないのである。

他方で、誰もが恣意的に再構成することがすべて適切な像を結ぶというわけでもない。個々の人物や事柄に応じ、参照されるべき資料と避けられるべき読み筋とが確かに存在しており、それに即して可能な限り妥当な像を結ぶべく腐心することこそが、過ぎ去ったものに対する唯一の誠実なアプローチである。したがって、保存された資料に基づき一度結ばれたいかなる像も、どこかの時点で絶対的な確実性をもって確定されることはなく、現在以外のところ、すなわち、未来と過去とに開かれている。可能な限り正しい像が結ばれるのは、その像を再び検証の組上に載せることを可能にする資料群が適切な仕方と保存されている場合かつその場合に限られるのである。

何をどのように「残す」のかを切実に考えることはもちろん重要である。しかし、それ以上に重要なのは、捨てられ残されなかったものの背後で結果的に「残った」ものたちを前に、それを資料として掘り上げ、過去と未来へ

のパスペクティブを保持しながら事実を解明しようと適切な仕方でも試みる、そうした知的営みの灯火を次の世代へと引き継いでいくことであろう。そのために大学そしてアーカイブスが果たすべき役割は、決して小さくはない。

註

- (1) パスモア一九七九、第四章および第五章。保全保存論争については、加藤二〇一九、二〇三―二二二頁を参照されたい。
- (2) たとえば、何らかの事情で腕を失った者が筋電義手を装着するとき、ここでは、腕の機能を担う身体部位が別の物質を素材として「複製」されることで腕の機能の「保存」が行われている、と捉えることもできる。あるいは、生態系サービスの機能を担う生物は、その個体が入れ替わったとしても、別の個体で「複製」されていけば、その機能は「保存」される、と述べることもできる。
- (3) 言うまでもなく、一五世紀における印刷技術の発明により複製の精度は格段に上がり、また、複製された印刷物そのものが原本になるという事態も可能になった。たとえば、私が今手にしているこの『アルケイア』第一五号は、あなたの手にある『アルケイア』第一五号よりも精度の高い複製であり原本に近い、とは言えない。
- (4) 本稿は、資料の保存という観点からの考察に限定したものであるが、昨今の情報テクノロジーの動向全般を精緻に見据えた
- (5) 応用倫理学的研究として、大谷二〇一七も参照されたい。たとえば、図書館と出版社を結ぶ代理販売店は、サブスクリプション・エイジェンシーと称されていた(バーナード一九九六)。
- (6) ただし、個々のユーザーが手にしているCDやDVDなどの作品の記録媒体の耐用年数がそれほど長くないために散種保存可能性が保持されない、という点にも留意すべきである。電子的なデータのように、再生装置を必要とする「資料」が抱える固有の保存問題も存在するが、本稿で強調したいのは、そうした技術的な問題が構造的に引き起こす社会的な保存問題の重要性である。
- (7) もちろん、そうしたインセンティブを持ち続けながら顧客の満足度を追求する事業者も存在しうるし、そうした事業者は公的な発言として、そうしたインセンティブあってこそ顧客の満足であると言うであろう。しかし、ここで重要なのは、顧客の満足とそうした文化的インセンティブとは論理的に独立であり、このビジネスモデルでは前者が優越するという点

残すこと、捨てること、残ること

である。

- (8) 電子ジャーナル・電子書籍と図書館をめぐる議論は数多く蓄積されているが、比較的初期の段階の論考として尾城一九九九、その後一〇年強の間での状況の変化については、植村二〇一二を参照されたい。

- (9) 確かに、たとえば国立国会図書館など、アクセスが公的に保障されている部局によって適正に保存されている場合には、散逸や消失のリスクは低くなるだろう。とはいえ、それも、国家が現状と同じ健全性を保ったままであることを前提した場合に限った話である。時の政権と独立した地位をもたない国の機関が管理している以上、保存資料の遺棄や公的アクセスの禁止の可能性は残り続ける。昨今の国における文書管理の杜撰さを思えば、そうしたデイストピアはあながち被害妄想とも言い切れない。

- (10) 大手インターネット通販事業者のアマゾン・ドットコムが、電子書籍用端末「キンドル」のユーザーに販売したジョージ・オーウェルのいくつかの作品をユーザーに無断で遠隔削除した二〇〇九年七月の事件もまた、象徴的である。「問題は電子書籍事業者の意思（決定）で、任意に消滅が可能という仕組みにある。「販売」（ダウンロード）し、権利が消尽したはずの電子書籍を事業者が任意に制御できることが明らかになつた事件である。」（村上&北二〇一五、一〇〇頁）

- (11) 保存主体を支える資金の出どころも重要な争点である。そ

れに関して、植村八潮の次の発言は示唆的である。「この膨大な本を生み出すサイクル、言論表現の自由を担保するためには、決して国のお金を入れちゃいけない。国の金を入れれば、コントロールされるんだから。みんなが買ってくれるというのは、いいものを買って支えようという。公共というのはそういうものだと思ってるんです。／（…）日本は公共図書館と言っているけれども、公共図書館というよりは官立図書館だと思うんです。地域の図書館を自分たちのドネーションで支えようというのは、なかなか考えられないですよね。」（植村二〇一二、一二頁）

- (12) ビッグデータの利用をめぐる倫理的な問題としては、プライバシーや個人情報保護に関わる争点が最も重要であることは論を俟たないが、ここではそれについてはさしあたり棚上げにして、ビッグデータを資料として保存できるかに絞って論じることとする。ビッグデータ利用と個人情報保護に関する現在の制度的な争点を比較的包括的に論じたものとして、吉野ほか二〇一九を参照されたい。

- (13) もちろん、AIによる解析結果を見ることで、その元データになったという一般的な認識は誰にも可能だろうが、それは元のビッグデータそのものを認識したことにはならない。おそらくAIの研究者ですら、実際のところビッグデータそのものを認識しているわけではないだろう。

- (14) だからこそ、「障壁なきデータの共有」をスローガンとした、

残すこと、捨てること、残ること

研究データのオープンアクセスが世界的な課題となりうるのであり、また、研究データ共有において図書館の果たす役割が主張されるのである。研究データ共有における図書館の役割については、池内二〇一四を参照されたい。

- (15) たとえば、図書館の館外貸出データに対してデータマイニングを紹介して、蔵書回転率や未貸出図書比率などのパターン解析をする「ビブリオマイニング」(岸田二〇一九、一〇七頁)であれば、蔵書回転率や未貸出図書比率を導き出すのにふさわしいデータの集合を指定しなければ、図書館利用に伴い生成されたビッグデータを解析することはできない。「膨大な古文書をAIに解読させるための研究」も進んでいる(村田二〇一九、九一頁)ようだが、それについても事情は同様である。

- (16) たとえば、水谷二〇〇三の第三章を参照。
- (17) 複製を主たる機能として有するネットワークとコンピュータの性質上、一度出回ったものは必ず複製され保存されうるため、特定データを消去したいと考えても原理的には不可能である。

- (18) 「クラウドコンピューティング」の語が明確に公の場で語られたのは、二〇〇六年八月九日の検索エンジン戦略会議(Search Engine Strategies Conference)でのGoogle社CEOエリック・シュミットの発言であるとされる。議事録は、以下で確認できる。<https://www.google.com/press/podun/ses2006.html>

「二〇二〇年九月六日確認」

- (19) 「忘れられる権利」をめぐることは、法学を中心に多くの研究があり、その争点の中心は、「忘れられる権利」とプライバシー権および個人情報保護に対する法的位置づけの検討であり、この権利が固有の独立した権利か否かの見極めである(石井二〇一五、安藤二〇一七、栗田二〇一七、村田二〇一七など)。世界各国の「忘れられる権利」の状況を概観したものとしては、岡上二〇一九を参照。多くの論者が「忘れられる権利」をめぐるヨーロッパと北米の相違を指摘するのに対し、岡上は、「忘れられる権利をヨーロッパでは手厚く保護し、アメリカ合衆国では保護しない」と単純化して考えることは誤りであろう(岡上二〇一九、三八頁)と述べており、この争点も興味深い。

- (20) 実際、関連する訴訟について法学的にも次のように解釈されている。「本判決の射程に限っていえば、検索エンジンから情報を削除することは、「忘れられる」ではなく、情報へのアクセスを困難にすることによって「忘れやすくさせる」ことを意味する。」(石井二〇一五、二八二頁)あるいは、「忘れられる権利」が実現しようとしているのは、情報そのものの消去や忘却ではなく、検索可能性の可及的排除だといえるだろう。」(栗田二〇一七、三三四頁)

- (21) 研究に自らの血液等を試料として提供する者が皆、将来の拡張的な利用を拒否するとは限らないのと同様である。適切

なインフォームド・コンセントに基づいて、将来の拡張的な利用を認めることはありうる。もともとその前提には、そうした将来の拡張的な利用を含むいかなる包括的同意をも拒否するという選択肢が試料提供者の手になければならない。「忘れられる権利」の主張がこうしたことに類するものであるべきかどうかは検討の余地がある。

- (22) 羽賀二〇一八、一四九頁注八三にあるように、「忘れられる権利」についての、国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions: IFLA) による危機意識をもった意見表明も参照されたい。 <https://www.ifla.org/node/10272> [二〇二〇年九月六日確認]

- (23) 「忘れられる権利」が提起する根本的な問題としては、他にも、「プライバシー」は本人がコントロールできるべきものだという大前提自体が問われる問題〔村田二〇一七、七〇頁〕があり、また、「各人が、自らの望む人物像をいかにようにコントロールすることができるようになる」のは望ましいかという問題 (栗田二〇一七、三三三頁) などがある。

- (24) 明治初期から現在までの雑誌記事をシームレスに検索できる「ざっさくプラス」で調べると、「断捨離」の語が文献の表題に登場するのは、二〇一〇年五月『月刊OLマニユアル』に掲載された、やましたひでこの記事である。

- (25) NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークがオンラインで

発行している「宮城資料ネット」第三七三号 (二〇二〇年四月三〇日付) では、「断捨離」のその前に:「古いもの」の保存のお願い」と題して、「古い書類、日記、写真、アルバムなど「古くてよくわからないもの」を見つけれたら、安易に廃棄せず、一旦保管していただいて、本会まで情報をお寄せいただければ幸いです」と呼びかけている。 <http://niyagai-shiryounet.org/news373/> [二〇二〇年九月六日確認]

- (26) 「捨てることが出来る人になるには、何を基準に重要度を考えるかという重要軸を自分にし、過去、現在、未来のどのポイントを基準に考えるかという時間軸を「今」にすることが必要だと考えられています。」(田中二〇一一、三〇頁)

- (27) 「やました氏のモノの取捨選択に関する意思決定の基準を見るとそこにおいて特徴的なのは、「今の自分にふさわしい」モノだけに絞るという点である。例えば「いつか使うかも」などを言い訳したり、過去や未来にとらわれることなく、「今の自分に必要か、ふさわしいか、使いたいか」を基準に不要なモノを捨てるべきと説く。」(碓二〇一九、五六頁) 小鹿野は、そこから敷衍して、「ここでいう「今の私」は「自己中心」ではなく、自分自身の意志・意図・意識が明確なことで、俯瞰する視点から見た「今の私」である」(小鹿野二〇一一、二五三頁)と述べる。

参考文献

- 安藤均「二〇一七」「忘れられる権利」は新しい人権か…「忘れられる権利」をめぐるプライバシーの検討」『旭川大学経済学部紀要』第七六号、七一一―二〇〇頁。
- 碓朋子「二〇一九」「消費者の新たなライフスタイルとしての「断捨離」「モノ」への依存からの自己の解放・共有・拘束」『明星大学経済学研究紀要』第五一卷第二号、四七―六七頁。
- 池内有為「二〇一四」「研究データ共有時代における図書館の新たな役割…研究データマネジメントとデータキュレーション」『カレントアウェアネス』第三一九号、二二―二六頁。
- 石井夏生利「二〇一五」「忘れられる権利」をめぐる議論の意義」『情報管理』第五八巻第四号、二七一―二八五頁。
- 伊藤英一「二〇一一」「情報社会と忘却権…忘れることを忘れたネット上の記憶」『法学研究…法律・政治・社会』第八四巻第六号、一六一―二〇八頁。
- 植村八潮「二〇一二」「電子出版物の利活用に関する動向について」『全国公共図書館協議会ニューズレター別冊』一―一五頁。
- 大島薫「二〇〇〇」「電子出版物の保存」『情報の科学と技術』第五〇巻第七号、三八三―三八八頁。
- 大谷卓史「二〇一七」『情報倫理…技術・プライバシー・著作権』みすず書房。
- 岡上雅美「二〇一九」「犯罪歴情報と「忘れられる権利」について…刑事学的視点からの覚書」『青山法務研究論集』第一七号、二五―四七頁。
- 小鹿野智「二〇一一」「断捨離」の「今」という時間軸と「私」という自分軸から」『ケース研究』第三〇九号、二五二―二五五頁。

尾城孝一「一九九九」『電子ジャーナルの導入とサービス…大学図書館における課題』『薬学図書館』第四四卷第三号、二一七―二二六頁。

加藤尚武「二〇一九」『加藤尚武著作集第七卷 環境倫理学』 未來社。

岸田和明「二〇一九」『図書館利用データの解析とその活用』『情報の科学と技術』第六九卷第三号、一〇六一―一〇七頁。

栗田昌裕「二〇一七」『プライバシーと「忘れられる権利」』『龍谷法学』第四九卷第四号、一一三五―一六七頁。

小寄秀信「二〇二〇」『サブスクリプションビジネスの発展…所有から利用へ向かう消費者とビジネスモデルの転換期』『東海大学総合社会科学研究』第三号、一七一―二六頁。

田中沙織「二〇二二」『断捨離』『法曹』第七三七号、二九―三一頁。

谷守正行「二〇一八」『銀行アカウントフィーに関する管理会計研究…サブスクリプションモデルの適用可能性』『管理会計学』第二六卷第一号、八三―一〇二頁。

バーナード、バッシュ・N「一九九六」『図書館における定期刊行物の効果的な発注管理…アメリカの現場から』『情報管理』第三八卷第一号、九六七―九八〇頁。

羽賀由利子「二〇一五」『国際私法から見る「忘れられる権利」』『金沢法学』第五八卷第一号、六一―八二頁。

羽賀由利子「二〇一八」『フランスにおけるプライバシーと忘却…忘れられる権利』の由来をたどって』『金沢法学』第六〇卷第二号、一二三―一五七頁。

パスモア、ジョン「一九七九」(間瀬啓允訳)『自然に対する人間の責任』岩波書店。(John Passmore, *Man's*

Responsibility for Nature: Ecological Problems and Western Traditions, London: Duckworth, 1974.)

ベンヤミン、ヴァルター「一九九九」（佐々木基一編集解説）『複製技術時代の芸術』晶文社クラシックス。

ボーグマン、クリスティン・L「二〇一七」（佐藤義則、小山憲司訳）『ビッグデータ・リトルデータ・ノーデー

タ：研究データと知識インフラ』勁草書房。（Christine L. Borgman, *Big Data, Little Data, No Data: Scholarship in the*

Networked World, The MIT Press, 2015.）

水谷雅彦「二〇〇三」『情報の倫理学』丸善。

村上泰子、北克一「二〇一五」『電子書籍と知の公共性、図書館』『図書館界』第六七卷第二号、九六一―一〇四頁。

村田健介「二〇一七」『プライバシーシー侵害による差止請求権と「忘れられる権利」…最決平二九・一・三二を踏まえ
て』『岡山大学法学会雑誌』第六七卷第二号、三七四―三三六頁。

村田輝「二〇一九」『AI研究とのコラボレーションによる次世代型図書館の構築：電気通信大学附属図書館“UEC

Ambient Intelligence Agora”』『葉学図書館』第六四卷第二号、九一―九七頁。

やましたひでこ「二〇〇九」『新・片づけ術 断捨離』マガジンハウス。

吉野諒三、田中康裕、小出哲彰、稲垣佑典、芝井清久、前田忠彦「二〇一九」『ソーシャル・ビッグデータの活用
と個人情報保護の法律・倫理の現状』『データ分析の理論と応用』第八卷第一号、三一二―三四頁。

Whose Shoulders We're Standing on: Preservation of Materials in the Information Technology Era

OKUDA Taro

Abstract

Since 2010, the remarkable progress of information technology has extensively changed social circumstances around the world. Especially cloud computing had a great impact on our way of life. Now a huge amount of information about our daily behaviors is accumulated in the infosphere at all times. In such a situation, we need a new focus on the preservation of materials, because it might be essentially related to human integrity in this information technology era. To figure out what kind of implications the preservation of materials has for our existence as human being, this article deals with the problems of preservation in terms of four recent salient cases such as (1) subscription in streaming service as a business model, (2) big data with AI as machine learning, (3) the right to be forgotten, mainly targeted to search engine companies, (4) Danshari (断捨離) as a Japanese new style of decluttering. Through these arguments from a viewpoint of applied ethics, it is concluded that the preservation of materials matters in that it enables us to realize the existence of an unknown worth each material has across the time and to remain humble.